

非償却導入議論の参考に

のれんの減損における 日本・IFRS基準間比較と 決算実務上の対応

- 日本基準では、のれんを償却するとともに、減損の兆候がある場合に認識の判定を行う。
- IFRS会計基準では、のれんは償却されないが、減損の兆候がある場合のみでなく毎年減損テストが行われる。また、のれんの減損テストに関する詳細な開示要求がある。
- 仮に日本基準にのれんの非償却が導入され、兆候の有無にかかわらず認識の判定を行うことになる場合には、将来キャッシュ・フローの算定や正味売却価額算定のための資産の鑑定評価の入手などに係る時間や費用の増加などが想定されるが、毎年必要な業務として必要十分な手続を適切に行う内部統制の構築が必要となると考えられる。

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士
加藤 圭介
EY新日本有限責任監査法人
公認会計士
物井 一真

はじめに

昨今、経済界からの要望などにより、日本基準においてものれんの非償却を導入するか等の議論がされており。本稿では、仮に日本基準にのれんの非償却が導入された場合、のれんの減損にどのような影響があるかを検討するにあたり、日本基準および国際財務報告基準（以下、「IFRS会計基準」という）におけるのれんの減損の定めを各基準の趣旨を踏まえて整理するとともに、決算実務上の対応について比較しながら解説する。

なお、文中の意見にわたる部分については、筆者の私見である旨、あらかじめ申し添える。

日本基準における のれんの減損

(1) のれんの定義および性質

のれんは、企業または事業を取得する取引において、その取得原価が、受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額と定義されている（企業会計

基準21号「企業結合に関する会計基準」（以下、「企業結合会計基準」という）31項）。このようにのれんは会計処理によって生じる差額であるが、その性質は、法律上の権利等による裏づけのない超過収益力や被取得企業の事業に存在する労働力の相乗効果（リーダーシップやチームワーク）といったものとされている（企業会計基準適用指針10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下、「結合分離適用指針」という）368項）。なお、商標権や商号といった法律上の権利や、顧客リストなどのうち、分離して譲渡可能な認識要件を満たすものは無形資産として識別されるため、のれんには含まれない（結合分離適用指針368項）。

(2) のれんの償却

のれんは、資産に計上し、20年内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる（企業結合会計基準32項）。のれんの償却額は、一時の費用とする場合を

含め販売費及び一般管理費に計上し、減損処理以外の事由では特別損失とはできない（結合分離適用指針76項③）。

また、親会社の個別財務諸表上、子会社株式の簿価を減損処理した場合に連結財務諸表における当該子会社に係るのれんを一時償却する定めがある（移管指針4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」32項）。当該償却費についても原則として販売費及び一般管理費に計上するものと考えられるが、臨時的かつ巨額に発生したものであり、かつ、実質的な内容が減損と同様である場合には、特別損失にて計上することが考えられる（企業会計原則注解「注12」、企財審查NEWS6-1号2、金融庁「平成25年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について」3.(2)イ）。

(3) のれんの減損

① のれんの分割

のれんを認識した取引において取得された事業の単位が複数の場合には、取得の対価がおおむね独立して決定され、かつ取得後も内部管理上独立した業績報告が行われる単位で

のれんを各事業に「分割」する（「固定資産の減損に係る会計基準」（以下、「減損会計基準」という）2-8、固定資産の減損に係る会計基準注解（以下、「減損会計基準適用指針」）6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下、「減損適用指針」という）51項）。

減損の検討にあたっては、原則として、分割されたのれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行う（減損会計基準2-8、減損適用指針52項）。たとえば、子会社A社を取得した際に発生したのれんの減損の認識の判定について、連結財務諸表上、A社を1つの資産グループとしている場合は、A社の保有する固定資産にのれんを加えた「より大きな単位」で減損の兆候判定を行うことになる。

ただし、のれんの帳簿価額を関連する資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、のれんの帳簿価額を各資産グループに「配分」したうえで、減損の検討を行うこともできる（減損会計基準2-8、減損適用指針53項）。

② 減損の兆候

前記①のとおり、のれんは企業または事業の取得原価と取得した資産・負債の純額との差額であり、のれん自体を直接取得するものではないため、過大取得の場合を除き、のれん単独で減損の兆候があるかどうかを判断できない。このため、原則としてのれんが帰属する事業や資産グループの減損の兆候で判断することになる。のれんを含むより大きな単位について、図表1の例示のようないし、のれんに減損の兆候がある場合は、のれんに減損の兆候があることとなり、より大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行う（減損会計基準注解（注7）、減損適用指針17項）。また、これらの例示のほか、子会社株式を売却する予定があり、個別財務諸表上、売却損が発生する見込みがある場合で、その損失の原因が子会社の超過収益力の低下による場合には、減損の兆候があると考えられる。

各企業の決算実務上は、図表1の例示やその他の事象を含むチェックリスト等により、網羅的に兆候の有無を識別する体制が必要となり、監査法人等による監査においても各企業の検討状況の検証を含め、慎重な検討が行われることとなる。

(図表1) 日本基準におけるのれんの減損の兆候の例示

■一般的な固定資産の減損の兆候の例示（減損適用指針12項～15項）
① のれんが帰属する事業につき、のれん償却費考慮後の営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスの場合
② のれんを含むより大きな単位に含まれる資産につき、使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合
③ のれんが帰属する事業の経営環境の著しい悪化の場合
④ のれんを含むより大きな単位に含まれる主要な資産や土地などの市場価格の著しい下落
■のれん特有の減損の兆候の例示（減損適用指針76項、結合分離適用指針77項）
⑤ 取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になる場合
⑥ 被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオーケションまたは入札プロセスが存在していた場合
※⑤、⑥は、のれん発生時に減損の兆候が識別される

③ 減損の認識の判定

前記①のとおり、のれんの減損の認識をするかどうかの判定は、原則としてのれんが帰属する事業に関する複数の資産グループにのれんを

加えた「より大きな単位」で行う。のれんが帰属する事業に減損の兆候がある場合、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた「より大きな単位」の帳簿価額が、当該「より大きな単位」が生

み出す割引前将来キャッシュ・フローを超過しているときに、のれんの減損損失が認識される(減損会計基準二-8、減損適用指針52項(1)(2)。「より大きな単位」の割引前将来キャッシュ・フロー算定期間は、原

(図表2) 日本基準におけるのれんの認識・測定

対象事業	帳簿価額	認識判定	測定
有形固定資産	500	割引前将来CF 900 (<1,000)	回収可能 価額 600
無形固定資産 (のれん以外)			減損損失 計上額 400
のれん			認識必要
合計	1,000		

則として、のれんの残存償却年数(のれんが複数ある場合には、のれん全体の帳簿価額のうち、その帳簿価額が大きな割合を占めるのれんの残存償却年数)と20年のいずれか短いほうとする(減損適用指針37項(4))。当該検討手順について図表2を用いて解説する。減損の兆候があり、認識判定をする事業について、のれんの帳簿価額(300)にそれ以外の固定資産の帳簿価額(700)を加えた「より大きな単位」の帳簿価額(1,000)と割引前将来キャッシュ・フロー(900)を比較した結果、帳簿価額が割引前将来キャッシュ・フローを超過しているため、減損の認識が必要と判定される。

各企業の決算実務上、割引前将来キャッシュ・フロー算定の基礎となる将来の事業計画の策定にあたっては、取締役会等において適切な承認が行われているのみならず、合理的で説明可能な仮定および予測に基づくことが求められ(減損適用指針36項)、将来の不確実性をどの程度反映するかについて高度な判断を行う必要がある場合が多い。また、監査法人等による監査において、会計上より慎重な検討が行われ、企業と

して将来の見積りの仮定や数値の算定方法について、十分な根拠をもって合理性を説明することが必要となる。のれんの減損の場合は、他の固定資産の減損よりも、検討対象とする帳簿価額や将来キャッシュ・フローの金額が大きくなったり、不確定性がより高くなったりすることも多く、より一層の慎重な対応が必要となることが多い。

④ 減損の測定

前記③の検討の結果、認識が必要となつた場合、「より大きな単位」の回収可能価額(使用価値または正味売却価額の高いほう)を算定し、その額が「より大きな単位」の帳簿価額を超過した額のうち、のれんを加えることによって増加した額をのれんの減損損失として計上することになる(減損会計基準二-8、減損適用指針52項(3)～(5))。なお、使用価値の算定のために将来キャッシュ・フローを見積る期間は、原則として、のれんの残存償却年数とされる(減損適用指針37項(4)また書き)。すなわち、「より大きな単位」ののれんの残存償却年数の間の将来キャッシュ・フローおよびのれんの残存償却年数経過時の固定資産の正味売却額を合計することとなり(減損適

用指針38項)、減損損失の測定において、ターミナル・バリュー、すなわち、企業が永続する前提に基づき将来キャッシュ・フロー見積期間以降に生じるキャッシュ・フローの割引現在価値を使用する取扱いは会計基準上、定められていない。

減損の測定の手順を図表2を用いて解説する。減損の認識が必要とされた「より大きな単位」の帳簿価額(1,000)が回収可能価額(600)を超過する額(400)が減損損失の計上額となる。減損損失計上にあたっては、まずのれんを減損し(300)、残った額(100)をそれ以外の固定資産に適切に配分することになる。

減損損失の測定は決算数値に直接影響することから、各企業の決算実務上は、減損損失の算定の正確性が求められるとともに、合理的な配分方法についても十分な検討が必要となる。

⑤ 非支配株主持分がある場合の取扱い

日本基準上、非支配株主持分が存続する場合ののれんの減損について、特段の定めは設けられていない。なお、日本基準上、全部のれん

アプローチは採用されておらず、購入のれんアプローチのみ認められるため、親会社持分に対応する部分のみが連結貸借対照表上「のれん」として計上される(企業会計基準22号「連結財務諸表に関する会計基準」24項)。一方、のれんの減損認識判定・測定時には、のれんを含む「より大きな単位」の将来キャッシュ・フローを算定するのみが定められており、非支配株主持分を除外して親会社持分に対応する金額のみが算定されると、調整することは求められない。

⑥ 開示

日本基準上、減損損失を計上した場合には、(連結)損益計算書の注記として、所定の開示が必要となる。のれんの減損の場合においても、他の固定資産と同様の項目について注記することとなり、のれん特有の注記項目は特段定められていない(減損会計基準四3、減損適用指針58項、59項)。また、のれんの減損の認識・測定に係る将来キャッシュ・フローの算定について、企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に基づき、会計上の見積りの開示の対象となることも多くみられる。

IFRS会計基準におけるのれんの減損

(1) 概要

現行のIFRS会計基準上、非金融資産の減損テストをどのように行うか、また減損判定において用いられる各数値の算定方法については、IAS 36号「資産の減損」(以下、「IAS 36号」という)で詳細が定められている。のれんの減損についても、この定めに従つて処理されることになる。

20年以上前であるが、IFRS 3号「企業結合」(以下、「IFRS 3号」という)の前身であるIAS 22号「企業結合」は、取得したのれんを最善の見積りとして算定した耐用年数で規則的な方法により償却することを求めており、その耐用年数は当初認識から20年を超えないという反証可能な推定が置かれていた。そのうえで、この推定が反証された場合には、取得したのれんについて、改訂前のIAS 36号に従い、減損の兆候がない場合でも少なくとも各期末に減損テストを行うことを求めていた。

しかし、2004年の現行の企業結合に関する基準であるIFRS 3号の起草時に、取得したのれんの耐用年数およびのれんが減少するパターンは予測が難しく、その償却が恣意的なものとなる可能性があるとの意見があつた。このため、厳格で運用可能な減損テストにより、企業の財務諸表利用者に有用な情報が提供されるだろうという考えのもと、これらの基準は置き換えられた。

現行基準上は、他の非金融資産とは異なり、のれんは償却されない。その代わり、のれんの帳簿価額が回収可能価額を超えないことを確保するため、減損の兆候がある場合のみでなく毎年減損テストが行われる。さらに自己創設のれんの計上を阻止すべく、のれんの減損損失の戻入れは認められないという厳格な要求が定められている。

この他にも、他の非金融資産の減損テストと異なる点としては、減損テストの内容に関する詳細な開示要求が用意されている。これは企業によつて行われる減損テストの信頼性を財務諸表利用者が評価するための情報提供を目的としており、注記内容は多岐にわたっている。たとえば、のれんの帳簿価額や回収可能価額の算定基礎が処分コスト控除後の公正

価値か使用価値かの開示が求められる。また、キャッシュ・フロー予測の基礎となる主要な仮定、予算や予測に基づいてキャッシュ・フロー予測を行った期間、成長率などが開示される。さらには、主要な仮定がどの程度変化した際に減損が生じ始めかかるを示す安全余裕度に関する事項まで開示が要求されている。

(2) その他特徴

IFRS会計基準ではのれん特有の厳格な減損テストの運用や開示に加え、以下のような減損テストの特徴もある。

① のれんの配分

まず、のれんは減損テストの目的上、企業結合のシナジーによる便益が生じると期待される個々の資金生成単位または資金生成単位グループに配分しなければならず、資金生成単位または資金生成単位グループに被取得企業のその他の資産または負債が配分されているかどうかを問わない。また、のれんが配分される資金生成単位または資金生成単位グループは、のれんを内部管理目的で監視する最小の単位かつ、事業セグメントよりも大きくないことが必要条件となっている(IAS36号80

項)。さらに企業結合時ののれんの配分が、企業結合が行われた会計年度末までに完了できない場合には、翌会計年度末までに完了させる必要がある(IAS36号84項)。

(2) 減損テストの方法

前述のとおり、のれんの減損テストは毎年実施され、減損の兆候がある場合は追加で減損テストを実施することになる。減損の兆候について

は、外部要因、内部要因および子会社、共同支配企業または関連会社からの配当に分類して例示列挙されている。ただし、これらの兆候例は最低限の例示であり、すべての減損の兆候を網羅していないことが強調されているため(IAS36号12項、13項)、広範囲に及ぶ減損の兆候が総合的に判断される。特に報告企業の純資産の帳簿価額が、その企業の株式時価総額を超過している場合にも、減損の兆候と認められることに留意が必要となる。

次に減損テストのプロセスは、1段階アプローチが採用されている。すなわち、減損の兆候が存在する場合には、回収可能価額を算定し、資産の帳簿価額がその回収可能価額を上回る場合に差額を減損損失として認識・測定することになる(IAS

(図表3) 使用価値算定におけるキャッシュ・フローの見積りの制限

- キャッシュ・フロー予測は、経営者が承認した直近の財務予算・予測を基礎としなければならないが、将来のリストラクチャリングまたは資産の機能を改善または拡張することから生じることが予想される将来のキャッシュ・インフローまたはアウトフローの見積りを除外しなければならない(IAS36号33項(b))。
- キャッシュ・フロー予測のうち、経営者が承認した直近の財務予算・予測を基礎とした期間は、より長い期間を正当化し得ない限り、最長でも5年間でなければならない(IAS36号33項(b))。
- キャッシュ・フロー予測のうち、経営者が承認した直近の予算・予測の期間を超えた部分は、通増率が正当化できる場合を除き、後続の年度に対し一定のまたは通減する成長率を使用した予算・予測に基づくキャッシュ・フロー予測を推測して延長することで見積る。さらにこの成長率は、より高い成長率を正当化し得ない限り、企業が営業活動をしている製品、産業もしくは国、または当該資産が使用されている市場の、長期平均成長率を超えてはならない(IAS36号33項(c))。

36号9項、59項)。この回収可能価額は、①処分コスト控除後の公正価値と②使用価値(処分価値を含め、

使用を通じて発生する将来キャッシュ・フローの現在価値)のうちいずれか高い金額となる(IAS36号18項)。また、使用価値算定上のキャッシュ・フローの見積りにおいて

(3) のれんの減損損失額の算定

IFRS会計基準においても回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合、当該差額を減損損失として計上する。ただし、IFRS会計基準では、企業結合時ののれんの算定に全部のれんアプローチと購入のれんアプローチの選択適用が認められている。そのため、減損損失の算定においては購入のれんアプローチを採用しており、かつ、非支配持分が存在する場合は、グロースアップ調整をしてから減損テストを実施し、配分

後、親会社持分のみを減損損失として認識する方法が示されている(IAS36号C4項、C8項)。

て、図表3のような制限が加えられている。

(3) 今後の展開

現在、IASBは「企業結合—開示、のれん及び減損」プロジェクトを進めている。当該プロジェクトは、企業が行う企業結合について、合理的なコストで、財務諸表利用者により有用な情報を提供することを目的としている。のれんの償却を再導入するかどうかを含むのれんの事後の会計処理についても検討が行われていたが、のれんの償却の再導入を行

(図表4) 公開草案における減損テストの改善に係る主な改訂提案内容

- ・のれんが減損から遮蔽(シールディング)されることを軽減すべく、のれんの資金生成単位または資金生成単位グループへの配分方法を明確化する。具体的には、現行基準では企業がのれんを配分する可能性がある最も大きいレベル(すなわち、事業セグメント)が定められているが、IASBはこのレベルがデフォルトではないことを明示しようとしている。のれんは独立してキャッシュ・インフローを生み出さない資産であることから、資産グループの一部として間接的に減損テストが行われる。その場合、資産グループ全体の回収可能価額が帳簿価額を上回っていることにより、仮にのれんの価値が減少していても、結果としてのれんが減損されないシールディング効果の軽減を狙ったものである。
- ・減損テストのコストおよび複雑性に関する懸念への対応のため、使用価値の計算におけるいまだ確約していない将来のリストラクチャリングまたは資産の拡張から生じるキャッシュ・フローを含めることに対する制限の撤廃、および使用価値を税引前のベースで計算するという要求事項の削除を提案している。なお、減損テストの頑健性の確保については、資産の現在の状態で評価することや企業の経営者が承認した予算・予測を基礎とすること、予測は合理的で裏づけ可能な仮定を基礎とすることなどの制限を変更しないことで十分に対応できると考えている。

わない等の暫定決定を経て、現在は2024年3月に公表した公開草案へのフィードバックの分析、検討を行っている。

公開草案の内容は大きく分けると、①企業結合に関する新たな開示要求の追加と、②減損テストに関する改善の2つとなっている。これらの改訂内容のうち、②の減損テストに関する改善は、のれんの減損損失が認識されるのが遅すぎる場合があること、および、のれんを含んだ資金生成単位の減損テストは複雑で時間とコストを要することに対応したことであり、主に図表4のような改訂が提案されている。

日本基準とIFRS会計基準におけるのれんの減損の比較

ここまでで日本基準およびIFRS会計基準におけるのれんの減損を解説してきたが、その相違点をまとめたものが図表5である。決算数値への影響としては、日本基準では、兆候を識別したときのみ認識の判定を行うため減損損失額が多額になる場合には帳簿価額が減少していける場合に減損損失が小さくなることも想定される。IFRS会計基準では償却を行わない分、減損を行った際の計上額が多額になる可能性がある

(図表5) 日本基準およびIFRS会計基準におけるのれんの減損の比較

	日本基準	IFRS会計基準	差異
のれんの減損検討が必要となる状況	<ul style="list-style-type: none"> ・兆候がある場合にのみ認識の判定が必要 ・兆候の例示あり(数値基準を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、減損テスト実施(兆候識別時には期中でも実施) ・兆候の例示あり(数値基準を含まない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IFRS会計基準では兆候の有無にかかわらず毎年減損テスト実施 ・IFRS会計基準の兆候の例示は日本基準よりも広範囲
減損の認識・測定の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・2段階アプローチ 	<ul style="list-style-type: none"> ・1段階アプローチ 	IFRS会計基準は、毎年、回収可能価額(処分コスト控除後の公正価値または使用価値の高いほう)を算定
のれんの減損検討の単位	<ul style="list-style-type: none"> ・原則：より大きな単位で検討 ・例外：各資産グループに配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・各資金生成単位(または各資金生成単位グループ)に配分 	IFRS会計基準のほうが減損検討の単位が小さくなる場合がある
非支配株主持分がある場合の減損の認識・測定	<ul style="list-style-type: none"> ・購入のれんアプローチのみが認められる ・非支配株主持分が存在する場合の特段の定めはない 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入のれんアプローチを採用しており、非支配持分が存在する場合は、グロスアップ調整をしてから減損テストを実施 	減損損失の計上額について、差異が生じる可能性がある
のれんの減損に関する開示	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の固定資産の減損と同様の開示 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の非金融資産の減損よりも詳細な開示 	IFRS会計基準のほうが広範囲な開示が必要になる可能性がある

決算実務上の対応としては、IFRS会計基準のほうがのれんの減損が、毎年減損テストを行うことにより早期に減損が行われ、また、部分的に減損が行われる可能性も増加する」と考えられる。R S会計基準のほうがのれんの減損を行わない分、減損を行った際の計上額が多額になる可能性がある

SH・フローや割引率の算定、それらに基づいた評価書(バリュエーション・レポート)の入手等の工数や費用

が多く発生することが見込まれ、また、監査法人等による監査時間も多くなることが想定される。一方、日本基準では兆候が識別されたときに認識判定を行うため、より慎重な決算上の検討や監査上の対応が必要となる場合があると考えられる。

日本基準にのれんの非償却またはのれん償却額の営業外費用表示が導入された場合の影響

日本基準にのれんの非償却またはのれん償却額の営業外費用表示が導入された場合の影響

日本基準にのれんの非償却またはのれん償却額の営業外費用表示が導入されるかどうかの議論は開始された段階であるが、仮に導入された場合に想定される影響を解説する。なお、現時点において非償却導入時の具体的な会計処理の定めに関する本格的な議論は開始されていないが、本稿では、現行の定めから、毎年減損の認識判定を行う点の改正のみが行われると仮定している。

(1) 決算への影響

のれんの非償却が導入された場合、現行基準と比べて、毎期の営業利益は増加する。一方、のれんの帳簿価額は償却による減少がないた

め、減損を認識する際の減損損失(特別損失)の計上額が多額になるものと考えられる。ただし、減損の兆候の有無にかかわらず毎年減損の認識判定を行うため、現行基準よりも早期に減損損失が計上される場合があり、また、部分的に減損するケースが増加することも考えられる。

ただし、2段階アプローチが変更されなければ、認識の判定時に割引前将来キャッシュ・フローによる検討を行うため、IFRS会計基準よりは減損が認識されづらいと考えられる。

また、のれん償却額を営業外費用に表示する場合、毎期の営業損益が増加する。

(2) 実務上の対応への影響

のれんの非償却が導入された場合には、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損の認識の判定を行うことになるため、割引前将来キャッシュ・フローの算定や正味売却価額算定のための資産の鑑定評価の入手などに係る時間や費用の増加が想定され、また、監査時間も増加することが予想される。

また、のれんが計上されている期間は、減損の認識の判定が毎年必要

なため、将来キャッシュ・フローの見積り、正味売却価額の算定等を含め、必要十分な手続を適切に行う内とと考えられる。ただし、減損の兆候の有無にかかわらず毎年減損の認識判定を行うため、現行基準よりも早期に減損損失が計上される場合があり、また、部分的に減損するケースが増加することも考えられる。

ただし、2段階アプローチが変更されなければ、認識の判定時に割引前将来キャッシュ・フローによる検討を行うため、IFRS会計基準よりは減損が認識されづらいと考えられる。

また、のれん償却額を営業外費用に表示する場合、毎期の営業損益が増加する。

おわりに

2025年7月11日に開催された企業会計基準諮問会議において、経済同友会などからの要望により、「のれんの非償却の導入」に関する議論

がされ、まずスタートアップ関係者等の意見聴取を企業会計基準委員会に依頼する方針が示された。

これを受け、2025年8月12日に1回目の公聴会が開催された。こ

物井 一真(ものい・かずま)
EY新日本有限責任監査法人
公認会計士 シニアマネージャー 品質管理本部 IFRSデスク 兼 第2事業部
消費財・小売業やインターネットサービス業のグローバル企業の監査に従事するとともに、東証一部上場の総合商社に出向し、連結決算業務や監査対応業務に携わったほか、研修・セミナーの講師、『IFRS国際会計の実務 International GAAP2022』の執筆／翻訳や雑誌への寄稿等の活動に従事している。

加藤 圭介(かとう・けいすけ)
EY新日本有限責任監査法人
公認会計士 シニアマネージャー 品質管理本部 会計監理部 兼 第5事業部
自動車製造業などのグローバル企業を中心とした監査業務を担当するとともに、会計処理および開示に関して相談を受ける業務に従事するほか、法人内外向けのセミナーの講師を担当している。
主な著書(共著)として『何が変わる? 収益認識の実務—影響と対応—』、『連結手続における未実現利益・取引消去の実務』(いずれも中央経済社)などのほか、雑誌への寄稿を多数行っている。

拡大することが想定されるため、モニタリングや内部統制の重要性が増すのではないかといつた意見などが聞かれたが、今後さらに議論が活発化することが想定される。今後の議論の動向に注視するとともに、決算数値および決算実務への影響についてもシミュレーションすることが有用と考えられる。